

00461

昭和32年9月24日 火曜日 鳥取県公報 第2856号

毎週金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◆告示
- 米飯提供業者の登録
- 定期外健康診断の実施
- 身障害者福祉法による医師の指定
- 土地改良事業計画の縦覧

登録番号

氏名 名称又は屋号 住 所

七五四 中塚義雄 まるとく 鳥取市今町一の一二七
 七五五 上田経雄 まるきん " 東品治六
 七五六 遠藤敏夫 栄屋 西伯郡岸本町岸本三〇三

鳥取県告示第四百七十号

鳥取県告示第四百七十号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)

第三十五条の四の規定に基き、次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十二年九月二十四日

鳥取県知事 遠藤茂

鳥取県知事 遠藤茂

茂

鳥取県知事 遠藤茂

茂

一 健康診断を受けるべき者

結核予防法第五条の規定に基く定期外の健康診断を次とおり定めこれを実施する。

昭和三十二年九月二十四日

一 食品衛生法第二十二条の規定により知事の許可を受けて営業している者及びその従業者

旅館業法第三条の規定により知事の許可を受けて
營業をしている者及びその従業者

第十五条の規定にもとづき身体障害者が診断を受ける医師を次のとおり取消する。

昭和三十二年九月二十四日

3 鳥取県調理士条例第四条の規定による調理士で調理に従事している者

4 理容師法第二条及び美容師法第三条の規定により免許を受けて營業をしている者及びその従業者

5 クリーニング業法第六条の規定により免許を受け營業している者及びその従事者

鳥取県知事 遠 藤 茂

診療科名 氏名 住所 所取消事由

耳鼻咽喉科 宮本正明 鳥取市吉方一
鳥取県立中央病院 退職

6 旅館業法第三条の規定により知事の許可を受けて營業をしている者及びその従業者

7 健康診断の実施期日

昭和三十二年十月二十一日
十一月十五日

8 検診の場所

浜村保健所

9 健康診断の実施区域

浜村保健所管内一円

10 鳥取県告示第四百七十二号

11 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第七条第一項の規定により鳥取市大村上想太郎ほか十四人の者から大村東今在家土地改良区設立の認可申請があつたので、当該土地改良事業計画（区画整理事業）及び定款につき詳細な審査を行つた結果、当該申請を適當と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十二年九月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

12 縦覧に供すべき書類の名称

利害関係人において、公告にかかる決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

13 異議の申立

14 土地改良事業計画書の写

15 定款の写

16 縦覧の期間

昭和三十二年九月二十五日から同年十月十四日

17 縦覧の場所

鳥取市役所